

## 仕事と家庭の両立支援事業 交付要件チェックシート

(3) 港区中小企業介護支援奨励金																					
交付金額	1 事業主 1 回限り、15 万円																				
チェック項目 (次のすべての項目に該当する事業主が対象となります。)					チェック欄																
交付要件	<p>① 区内に本社（個人にあっては主な事業所）をおく、中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に定める中小企業事業主である。</p> <p>⇒ 中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に定める中小企業事業主とは、「資本または出資の総額」または「常用労働者数」のいずれかが次に該当する会社または個人の事業主です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">業務分類</th> <th style="width: 15%;">小売業</th> <th style="width: 15%;">サービス業</th> <th style="width: 15%;">卸売業</th> <th style="width: 15%;">その他の業種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資本又は出資の額</td> <td>5000 万円以下</td> <td>5000 万円以下</td> <td>1 億円以下</td> <td>3 億円以下</td> </tr> <tr> <td>常用労働者数</td> <td>50 人以下</td> <td>100 人以下</td> <td>100 人以下</td> <td>300 人以下</td> </tr> </tbody> </table>					業務分類	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種	資本又は出資の額	5000 万円以下	5000 万円以下	1 億円以下	3 億円以下	常用労働者数	50 人以下	100 人以下	100 人以下	300 人以下	
	業務分類	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種																
	資本又は出資の額	5000 万円以下	5000 万円以下	1 億円以下	3 億円以下																
	常用労働者数	50 人以下	100 人以下	100 人以下	300 人以下																
	② 雇用保険法に基づく雇用保険の適用を受ける事業所である。																				
	<p>③ 育児・介護休業法に定める介護休業制度を、就業規則等により <u>規定している</u>。</p> <p>⇒ 規定の内容について、休業制度の内容（取得方法や休業期間中の給与等の取扱いなど）について定めず、単に「育児・介護休業法に準ずる」としている場合は、要件を満たしません。</p>																				
	④ 区内に住所を有する事業所に勤務する従業員が、上記③により制度化された介護休業を 1 か月以上取得し、かつ、雇用保険法に定める育児休業給付金の支給を受けていた。																				
	<p>⑤ 対象従業員を復職後 1 か月以上かつ奨励金の <u>申請日</u> まで、雇用保険の被保険者として継続雇用している。</p> <p>⇒ 申請日とは、復職後 1 か月を経過後の、1 年間以内（申請可能期間）にこの奨励金を申請した日です。</p> <p>（例）平成 27 年 5 月 30 日に介護休業期間を終了（6 月 1 日に復職）した場合は、平成 27 年 7 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日が申請可能期間となります。</p>																				
⑥ 過去にこの奨励金の交付を受けていない。																					
⇒ 申請は、本社・支社を含め、1 事業主 1 回限りです。																					
⑦ この奨励金申請と同一の従業員による同一の介護家族を対象とした「港区中小企業男性の介護支援奨励金」を既に受けていない。																					